

労働安全衛生規則改正に対する当社の対応について

1. 経緯

2022年5月に厚生労働省より公布された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」により、「労働安全衛生法」に基づく新たな化学物質管理が定められました。
その一環として、事業者は、厚生労働大臣が定める「がん原性物質」について、これら物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者の作業記録等を30年間保存することが義務付けられました。(2023年4月1日より適用)

2. 当社の対応

当社製品のSDSには、従来より「2.危険有害性の要約」に製品の発がん性区分(区分1、区分2、分類できない、区分に該当しない)を、また区分1または区分2の場合には「11.有害性情報」に具体的な物質の名称を記載しております。
本規則の改正にともない、該当する製品のSDSに対しては、「安衛則第577条の2第3項に規定するがん原性物質」を含む旨を明記することとします。
該当製品のお取り扱いにあたりましては、これまで通りSDSに記載した取扱い方法を守っていただくとともに、改正労働安全衛生規則の内容に従って、作業記録の作成・保管等を実施していただきますようお願い申し上げます。

3. 対象製品

対象製品一覧			
SDS 文書番号	名称	SDS 文書番号	名称
J964	LTC-A、LTC-ES	J810	TBS-C1S, TBS-C1SL, TBS-C1P
J565	1700MA ボード 1700MA 成形品 1800MA ボード 1800MA 成形品	J807	TBS N1, TBS-N2
J202	ALF 定形品	J808	TBS-C2S, TBS-C2P
J052	IFB-JIS 珪藻土	J216	イソキャスト LW-18
J053	IFB-LBK	J214	イソコート H
J054	IFB-LAP	J215	イソコート L
J030	JIS れんが	J221	イソタップ F-14A
J050	IFB-BAL	J223	イソタップ F-12A
J051	IFB-ISOCOR	J401	イソタップウエット
J100	スーパーボード, シリカボード	J402	イソタップドライ
J800	イソライト CG	J204	カオスティック
J801	イソライト CP-F	J211	ウエットモルタル
J410	イソプラトン S1	J212	ドライモルタル
J809	イソプラトン A98	J404	ネオコート L,ネオコート M, ネオコート S
J803	イソプラトン E1	J405	ネオコート P,ネオコート SP
J804	イソプラトン E3	J002	イソボンド
J805	イソプラトン M1,M2	J203	ALF 不定形品
J806	イソプラトン P, P1, P2	A-712	TM ボンド

新しい知見や情報に基づき、変更される場合があります。
上記一覧の他に、RCF 製品、AES 製品、各種ボード・成形品は高温加熱により一部ががん原性物質の一種である結晶質シリカに変化することが知られています。

以上